

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年11月30日(金) 午前9時30分から午前10時35分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席13名、欠席6名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員</p> <p>欠席委員：4番原直治委員、7番加藤久雄委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】 出席委員：8番伊井一夫委員、13番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席15名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	1番 委員
	2番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて

No.11～No.13 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて

No.18～No.24 7件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.47～No.49 3件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について

No.51 1件

報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて

No.814～No.817 4件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3025 1件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5034～No.5038 5件

議 第3号 農用地利用集積計画案について

No.270～No.306 37件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.40 1件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

12月27日(木) 定例総会

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は4番原直治委員、7番加藤久雄委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員の6名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の8番伊井委員、13番山本民男委員からもご出席いただいています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、1番藤田委員及び2番片山委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>11番大野地区の件ですが、大野地内の1筆378㎡について、転用許可に基づき、資材置場になっております。</p> <p>12番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の6筆345.81㎡について、山林、原野化しております。</p> <p>13番糸魚川地区の件ですが、南押上地内の3筆898㎡について、転用許可に基づき、資材置場になっております。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください 18番下早川地区の件ですが、東塚地内の3筆3,540㎡について、高齢のため、休耕するものです。 19番上早川地区の件ですが、越地内の2筆267㎡について、高齢のため休耕するものです。 20番上早川地区の件ですが、坪野、猿倉地内の4筆454㎡について、遠方のため休耕するものです。 21番糸魚川地区の件ですが、一の宮3丁目地内の2筆1,178㎡について、高齢のため休耕するものです。 22番根知地区の件ですが、和泉地内の2筆234㎡について、高齢のため休耕するものです。 23番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆717㎡について、水不足による耕作困難のため休耕するものです。 24番青海地区の件ですが、田海地内の1筆87.78㎡について、以前宅地であったが、いちじく等を植栽して、樹園地として管理したいものです。</p>
議長 片山委員	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 18番の東塚の件ですが、28年から休耕とのことですが、多面的機能支払と中山間直接支払に入っていないほ場であるか確認されていますでしょうか。</p>
木島係長 議長	<p>多面的機能支払と中山間直接支払には入っていません。 その他ご意見ございませんでしょうか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり</p>

	承認することに決しました。
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
木島係長	<p>説明いたします。3頁をご覧ください。 47番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆567㎡について、農地転用をするため解約し、その後は農地転用します。 48番能生谷地区の件ですが、大平寺、寺山地内の3筆2,844㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 49番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の7筆493㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。</p>
木島係長	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。 51番下早川地区の件ですが、上出地内の1筆56㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて> 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて説明を求めます。</p>
木島係長	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p>

	<p>814 番西海地区の件ですが、成沢地内の3筆3,869㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農道成沢坂井線沿いの場所です。農作業の効率化を図るため、嵩上げしたいものです。</p> <p>815 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆475㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線沿いの場所です。田を嵩上げして、畑として耕作したいものです。</p> <p>816 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆417㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線沿いの場所です。田を嵩上げして、畑として耕作したいものです。</p> <p>817 番糸魚川地区の件ですが、東寺町1丁目の1筆443㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、県道西中糸魚川線沿いの場所です。田を嵩上げして、畑として耕作したいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思えます。</p>
	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p>
	<p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
伊藤主査	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p>
	<p>3025 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の10筆5,002㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、譲受人自宅の周辺の場所です。譲渡人は、耕作が困難なこ</p>

<p>議長 片山委員 伊藤主査</p>	<p>とから、近接地に居住している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>譲受人は以前から農業をやっている方ですか。 家を購入されて移住し、譲渡人の農地を手伝っている方です。譲渡人は手放したいとのことで、この際売買して譲り受けて営農を始めたとのこととです。</p>
<p>片山委員 伊藤主査</p>	<p>地元の方との折り合いはうまくいっていますか。 その辺は把握しておりませんが、4、5年耕作しているとのこととです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他意見ございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
<p>小林主査</p>	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。 5034番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,475㎡について、事務所兼倉庫、資材置場敷地のための、30年間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は市道JR大和川南線沿いの場所です。申請人は、現在の事務所兼倉庫が手狭となってきたため、申請地を借り受け建築したいものです。農地の区分は、E-(7)-a-(a)（道路要件：JR大和川南線（幅員5m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道</p>

管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に、大和川小学校及び大和川保育園が有る。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5035 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆552㎡について、資材置場のための売買による所有権移転です。地図のNo6をご覧ください。申請地は、国道148号沿いの場所です。申請人は、建設業を営んでおり、資材置場が不足してきたため、事務所と隣接している申請地を譲り受け資材置場としたいものです。農地の区分は、イ-(イ)-e-(e) (既存の施設の拡張)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5036 番5037 番糸魚川地区の件ですが、関連しますので併せて説明いたします。南寺町1丁目地内の1筆228㎡について、事業計画変更承認申請です。地図のNo7をご覧ください。申請地は、市道遠藤通2号線付近の場所です。当初計画者により平成2年7月25日付け糸農地第5081号で許可された申請地について、当初住宅建築を予定していましたが、子どもが自立し新たに住宅を建築する必要がなくなったため、実行不可能となり、今回継承者に譲り渡したいものです。承継者は現在住んでいるアパートが子供の成長とともに手狭となったため、申請地を譲り受け住宅を建築したいもので、売買による所有権移転です。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5038 番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆175㎡について、住宅敷地の拡張のための所有権移転です。地図のNo8をご覧ください。申請地は、市道今村大坪2号線沿いの場所です。申請人は、申請地の隣地に住んでおり駐車場が不足していることから、申請地を譲り受け駐車場及び庭として住宅敷地を拡張したいものです。農地の区分はエ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれ

議長	<p>ます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、37件ございます。</p> <p>このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが6件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔園田委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p>
議長	<p>284番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆4060㎡について、更新するものです。</p> <p>285番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆3865㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔園田委員入室〕</p> <p>次に私の案件を行いたいと思いますので、議長を松澤職務代理と交代し、私は退席させていただきます。では、松澤職務代理、よろしくをお願いします。</p>
松澤職務代理	<p>〔齋藤会長退室〕</p> <p>議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、齋藤会長の案件につて、説明を求めます。</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。15 頁をご覧ください。</p> <p>302 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 7 筆 493 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>303 番能生谷地区の件ですが、須川地内の 1 筆 2,628 m²について、更新するものです。</p> <p>304 番能生谷の件ですが、須川地内の 5 筆 454 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>305 番能生谷地区の件ですが、須川地内の 6 筆 884 m²について、更新するものです。</p>
松澤職務代理	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
松澤職務代理	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>それでは議長を交代させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>〔齋藤会長入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。9 頁をご覧ください。</p> <p>270 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の 4 筆 6010 m²について、更新するものです。</p> <p>271 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、清水山地内の 2 筆 4008 m²について、更新するものです。</p> <p>272 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 1 筆 766 m²について、更新するものです。</p> <p>273 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 6 筆 6248 m²について、更新するものです。</p> <p>274 番下早川地区の件ですが、東海地内の 2 筆 2552 m²について、更新するものです。</p> <p>275 番下早川地区の件ですが、東海地内の 2 筆 1672 m²について、規模拡大するものです。</p> <p>276 番下早川地区の件ですが、道明地内の 2 筆 2459 m²について、更新するものです。</p> <p>277 番下早川地区の件ですが、堀切地内の 6 筆 5050 m²について、更</p>

新するものです。

278 番下早川地区の件ですが、東川原、滝川原地内の5筆1843㎡について、更新するものです。

279 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の1筆1200㎡について、規模拡大するものです。

280 番下早川地区の件ですが、東塚地内の5筆7886㎡について、更新するものです。

281 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆2081㎡について、更新するものです。

282 番大和川地区の件ですが、厚田地内の3筆462㎡について、更新するものです。

283 番大和川地区の件ですが、厚田地内の7筆913.91㎡について、更新するものです。

286 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆2328㎡について、更新するものです。

287 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆2705㎡について、更新するものです。

288 番磯辺地区の件ですが、仙納地内の2筆498㎡について更新するものです。

289 番能生谷地区の件ですが、鶯石地内の2筆5876㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

290 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆639㎡について、更新するものです。

291 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2217㎡について、更新するものです。

292 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の2筆2940㎡について、更新するものです。

293 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の2筆3328㎡について、更新するものです。更新するものです。

294 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆559㎡について、更新するものです。

295 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆1396㎡について、更新するものです。

<p>議長 土沢委員 伊藤主査 園田委員 議長 議長 議長 議長</p>	<p>296 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆744㎡について、規模拡大を図るものです。</p> <p>297 番能生谷地区の件ですが、小見、平地内の2筆1937㎡について、更新するものです。</p> <p>298 番能生谷地区の件ですが、平地内の6筆3442㎡について、更新するものです。</p> <p>299 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆1295㎡について、更新するものです。</p> <p>300 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆231㎡について、更新するものです。</p> <p>301 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の5筆3138㎡について、更新するものです。</p> <p>306 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆175㎡について、農地中間管理事業により、新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>282番、283番の10a当たりの賃借料が高いのは、どうしてですか。実際畑として利用しており、ハウスで種苗生産してしまして、単価が高くなっております。園芸です。</p> <p>この園芸農家はトマトの苗を何千本作って、春先に売っています。多分このハウスで作ったものではないかと思えます。</p> <p>その他意見ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、会議規則第10条の議事参与の制限に該当しますので、園田委員、退席をお願い</p>
---	--

<p>議長 伊藤主査</p> <p>議長</p>	<p>します。</p> <p>〔園田委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。18頁をご覧ください。</p> <p>40番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆175㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔園田委員入室〕</p> <p>以上をもちまして、日程第4の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12/27(木) 午前9時30分～ 201・202会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
------------------------------	---